

ヒューム管を切断中にエンジンカッターが跳ね上がり、研削刃の一部が被災者に接触して死亡した



発生状況

排水管工事現場の掘削溝で、エンジンカッターを使ってヒューム管の切断作業を行っていた。ヒューム管は2回に分けて切断する必要があり、管の直径に対し半分ずつ切り込みを入れて行った。2回目の切断は、切り込みの角度がずれて1回目と合わなかつたため、さらに管の下部（裏側）を切断する必要があった。

管の下部を切断する際、跳ね上がりが生じやすいエンジンカッターの研削刃の上部を使った。研削刃が切断物と切り口に挟み込まれてキックバックを起こし、跳ね上がった研削刃の一部が被災者の頸部に接触した。被災者の頸部から多量の出血があり、病院に搬送されたが間もなく死亡した。

切断幅が短かったため（約40cm）、切断物の下部に枕木を設けることができず、切断物は固定や支持がされていなかった。

原因

- ・ ヒューム管の下部を、エンジンカッターの跳ね上がりが生じやすい研削刃の上部4分の1で切断したこと
- ・ 切断物を固定せず切断作業を行つたため、切断物が切り口を塞ぎ、研削刃上部を挟み込んでしまったこと
- ・ エンジンカッターの研削刃の延長線上に立って切断作業を行つたこと
- ・ エンジンカッターを使用した作業の危険性・有害性について、事前に調査が行われておらず、安全な作業を行うための指示がなかったこと

対策

- ・ ヒューム管を複数回に分けて切断する場合は、下部と側面の切断をすべて終えた状態で、最後に上部の切断を研削刃の下部4分の1で行うこと。エンジンカッターの跳ね返りが生じやすい箇所（上部4分の1）で切断作業をしないこと
- ・ 切断物の下部に枕木を設置する等の措置を講じ、切断物を固定して支持すること
- ・ エンジンカッターが跳ね上がるごとを想定し、研削刃の延長線上には立たず、エンジンカッターを体の横に抱えた保持姿勢で切断作業を行うこと
- ・ 切断手順や禁止事項等を記載した作業標準書を作成し、十分な安全教育を実施したうえで作業を行うこと

業種	建築設備工事業		
事業場規模	1～4人		
機械設備・有害物質の種類 (起因物)	動力機械		
災害の種類(事故の型)	切れ、こすれ		
建設業のみ	工事の種類		
	災害の種類		
被害者数	死者数：1人	休業者数：0人	
	不休者数：0人	行方不明者数：0人	
発生要因(物)	作業方法の欠陥		
発生要因(人)	職場的原因		
発生要因(管理)	誤った動作		

NO.101635